競争入札心得

1 入札心得

（1） 入札者は「那覇市高齢者外出支援サービス事業委託契約に係る業務仕様書」を熟読のうえ、入札しなければならない。

（2） 郵送による入札は認めない。

（3） 入札書には、片道1件当たりの介助料（消費税込み）を記載すること。

※介助料とは、那覇市高齢者外出支援サービス事業委託契約に係る業務仕様書の「Ⅰ事業内容 (2)受託事業者が行なう事業内容について」に記載している内容すべてを含んだものから、認可運賃を除いた額のこと。

※実費相当額480円（利用者負担）は除いて明記すること。

（4） 入札書、及び委任状は、所定の様式を使用しなければならない。

（5） 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。 委任状のない入札は無効となる。委任状には、代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

（6） 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

（7） 入札者は、入札書を一旦入札箱に投函した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

（8） 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間は、この限りではない。

2 公正な入札の確保

（1） 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等 に抵触する行為を行ってはならない。

（2） 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（3） 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 入札の無効

（1）入札に参加する資格を有しない者がした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

（3）同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(4)入札者が他の参加者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をした入札
(5)連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(6)入札書の表記金額を訂正した入札または￥マークの記載がない入札
(7)入札書に記名押印を欠いた入札
(8)誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭で判別できない入札
(9)入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
(10)鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(11)再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(12)郵送による入札
(13)落札の件数制限に違反した入札
(14)住所、商号若しくは代表者印又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
(15)その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格(消費税を含む)の範囲内で最低額の入札をした者を落札者とする。(1 回目の入札で落札にいたらない場合、その場で再入札を行う。入札執行回数は、3回までとする。)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その他の者を落札者とすることができる。

5 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 契約

市は、落札した者と委託契約を締結する。

契約期間は、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

8 契約の解除

那覇市は、受託事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除する。

この場合、受託事業者に損害が生じてもその責めを負わない。

（1） 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（2） 契約の履行について重大な過失又は背信行為があったとき。

（3） 契約の履行に際し、本市の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

（4） その他契約に違反する行為をしたとき。

9 賠償責任

受託事業者は次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（1） 受託事業者が契約の履行に関し、利用者、那覇市又は第三者に損害を与えたとき。

（2） 契約が解除された場合において那覇市に損害が生じたとき。

（3） 交通事故又はその他原因による、人身、物件等に損害を与えたときは、受託事業者は、自己の責任においてこれを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

10 異議の申立て

入札参加者は、入札後、この心得、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。